

児童館イベント

てください。

▼ミニクッキング

とき 9月12日(土)午前10時～正午

内容 チョコレートパフェ作り

講師 長谷川芳江氏

対象 小学生

定員 6人(申込み順)

持ち物 エプロン、三角巾、ハン

カチ

問合せ 児童館 ☎・FAX (43) 5521

保育所イベント

▼第一保育所

◎おもちゃ作り・水遊び

とき 8月27日(木)午前10時～11

時(雨天時はおもちゃ作りと室内遊び)

対象 乳幼児と保護者

定員 5組(申込み順)

持ち物 水筒、帽子、タオル、着

替え

問合せ 第一保育所 ☎・FAX (42) 220

▼第二保育所

◎ソレ！ソレ！ソレ！夏まつり

とき 8月4日(火)午前10時～11時

内容 スイカ割り・お祭りあそび

など

対象 乳幼児と保護者

定員 5組(申込み順)

持ち物 飲み物、タオル、着替え

問合せ 第二保育所 ☎(42) 2555

乳児、新生児、止血法、傷病者管理法、外傷手当、搬送法、AEDの使用法など

対象 埼玉東部消防組合管内に住・在勤・在学で普通救命講習を修了した中学生以上の入

定員 15人(申込み順)

申込み 8月19日(水)から電話または直接最寄りの消防署(所)へ

問合せ 埼玉東部消防組合幸手消防署 ☎(42) 9119

費用 2300円

持ち物 水筒、タオル

問合せ 第三保育所 ☎(43) 4731

31

あたまの健康チェック(無料)

とき 8月21日(金)午前9時30

分～午後4時30分(1人あたり45分)

ところ ウェルス幸手

内容 認知症予防のアドバイスおよび相談、記憶力チェック

対象 市内在住の65歳以上の入

定員 15人(申込み順)

申込み 介護福祉課窓口または電話にて予約

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438・FAX (43) 5600

8・FAX (43) 5600

救命講習会

とき 9月19日(土)午前9時～午後5時

ところ 幸手消防署西分署

内容 心肺蘇生法(成人、小児、

7616



申込み・問合せ 商工観光課 内線593・FAX (43) 1123

主催 幸手宿観光ガイドの会

定員 20人(申込み順)

ところ 幸手市勤労福祉会館

とき 8月22日(土)午前9時30分～11時30分(受付9時15分)

映像による幸手宿宿場あるき(無料)

史跡の写真や当時の資料を見ながら、歴史や文化を、お子さんにも分かりやすくガイドします。

とき 8月22日(土)午前9時30分～11時30分(受付9時15分)

ところ 幸手市勤労福祉会館

主催 幸手宿観光ガイドの会

申込み・問合せ 商工観光課 内線593・FAX (43) 1123

掲示板



▼輪の会会員募集(失語症)

○日時/毎月第1金曜日午前10時～午後2時 ○場所/ウェルス

幸手ソーシャルクラブ交流コーナー ○内容/歌や会話をとおして言語のリハビリ ○問合せ/

星野さん ☎090(1703)6014

▼囲碁の街・幸手

◎少年少女囲碁クラブ会員募集

○日時/毎週土曜日午後1時～4時 ○場所/中央公民館 ○対

象/小学校1年生以上の児童・生徒 ○月会費/500円(別途、入会金2000円) ○問合せ/小田さん ☎090(4843)6109

▼県立宮代特別支援学校 第2回学校公開

○日時/9月10日(木)午前10時～11時50分(9時40分受付) ○場

所/県立宮代特別支援学校 ○内

容/学校概要、教育内容の説明および施設見学など ○問合せ/県

立宮代特別支援学校(教頭 ☎352432)

▼スマホ・タブレット安全教室 会員募集

○日時/毎月第4水曜日の午後2時～3時30分 ○場所/市北公民

館会議室 ○定員/10人 ○内

容/あなたを守る正しい使い方など(https://www.tadasna.jp/) ○月会費/1990円 ○問合せ/加納さん ☎080(8080)7616

▼女子サッカーチーム SEフリアメンバー募集

小・中学生の女子を募集します。いつでも見学・体験可能です。

○日時/土曜・日曜・祝日の午前中(練習) ○場所/大島新田多

目的グラウンド ○月会費/小学生2500円、中学生4000円 ○問合せ/建原さん ☎080(4440)7617・メール tkimiyaz20140916fili@yahoo.co.jp

▼クラブ幸手

◎初級硬式テニス教室(全8回) ○日時/9月4日～10月23日の

毎週金曜日午後7時10分～9時

○場所/アクティブテニス・幸手総合公園テニスコート ○対象/

中学生・一般男女 ○定員/20人 ○参加費/会員500円、スクール会員1500円、非会員保

険代含む(2000円(別途、施設利用料3000円など) ○問合せ/アクティブテニス幸手 ☎(42) 2224

◆心配ごと相談(電話相談可)

とき 8月6日(木)、8月27日(木)午後1時～4時

ところ ウェルス幸手1階社会福祉協議会内

問合せ 社会福祉協議会 ☎(43) 3277

◆教育相談(電話相談可)

とき 毎週月曜～金曜日(水曜日を除く) 午前9時30分～午後3時30分

ところ 心すこやか支援室(東3-12-25)

※小・中学生のほか、卒業生の相談可。

問合せ 心すこやか支援室 ☎(42) 0356

各種相談

◆法律相談(要予約、同一内容の再相談は不可)
とき 8月13日(木)、8月27日(木)、9月10日(木)午後1時30分～5時
ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室
問合せ 市民協働課 内線174

◆行政相談
とき 8月12日(水)、9月10日(木)午前9時30分～正午
ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室
問合せ 市民協働課 内線174

◆消費生活相談(電話相談可)
とき 毎週月曜～金曜日午前10時～午後3時30分(正午～午後1時を除く)
ところ 市役所本庁舎1階市民協働課内
問合せ 幸手市消費生活センター 内線192

◆税理士による税務相談(要予約、先着4人)
とき 8月17日(月)午前10時～午後3時
ところ 市役所第二庁舎1階入札室
問合せ 税務課 内線134

◆人権相談(当面の間中止)
電話による人権相談
・みんなの人権 110番 ☎0570(003)110
・子どもの人権 110番 ☎0120(007)110
・女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
・外国人人権相談 ☎0570(090)911

インターネットによる人権相談
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
◆幸手市ふるさとハローワーク
とき 毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時
ところ 市役所第二庁舎1階
問合せ 幸手市ふるさとハローワーク ☎(43)8609

◆内職相談(電話相談可)
とき 毎週火曜・金曜日午前10時～午後4時(受付は午後3時30分まで)
ところ 市役所本庁舎1階内職相談室
問合せ 商工観光課 内線594、内職相談室 内線184

◆家庭児童相談(電話相談可)
とき 毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時
ところ ウェルス幸手家庭児童相談室
問合せ こども支援課 ☎(43)2447(相談室直通)

◆生活困窮者自立支援相談
とき 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分
ところ ウェルス幸手1階社会福祉協議会内
問合せ 社会福祉協議会 ☎(43)3277

◆ボランティア相談(電話相談可)
とき 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後4時
ところ ウェルス幸手1階社会福祉協議会内
問合せ 社会福祉協議会 ☎(43)3277

◆心配ごと相談(電話相談可)
とき 8月6日(木)、8月27日(木)午後1時～4時
ところ ウェルス幸手1階社会福祉協議会内
問合せ 社会福祉協議会 ☎(43)3277

◆教育相談(電話相談可)
とき 毎週月曜～金曜日(水曜日を除く) 午前9時30分～午後3時30分
ところ 心すこやか支援室(東3-12-25)
※小・中学生のほか、卒業生の相談可。
問合せ 心すこやか支援室 ☎(42)0356

ベナンを旅する

協力：在ベナン日本国大使館

Bonjour Bénin ! Tome 1 : La fête nationale (Le 1er août)
(ベナンからこんにちは！第1回：ベナン共和国の独立記念日)



8月1日はベナンの独立記念日です。1960年の独立から今年で60回目になります。

今年は残念ながら、新型コロナウイルスの影響により延期となりましたが、例年多くの来賓の参列を伴ってパレードが行われ、とても盛り上がります！



在ベナン日本国大使館
公式 Facebook

在ベナン日本国大使館から

2021年7月までの1年間、幸手市民のみなさんにもベナンを旅しているように感じてもらえる情報をお届けします。

※在ベナン日本国大使館では、ベナン共和国のホストタウンである幸手市を紹介する取り組みとして、公式 Facebook で幸手市の概要やイベントの紹介記事を掲載しています。ぜひご覧ください。

困ったときは、幸手市消費生活センターへ「内線192」
休日は、消費者ホットライン局番なしの「188」
～くらしの110番情報～

スマートフォンとのセット契約トラブルに注意！

【事例1】

携帯電話からスマートフォンに機種変更した。その時店員から「今、光回線にすると1万ポイント付けられる」と言われ、よく分からないがお得だと思い契約した。

3か月後、利用料金の明細を見ると、電話料金のほかに光回線代が計上されていて、そこで光回線に料金がかかることを知った。解約を申し出ると解約料を請求された。

【事例2】

携帯ショップで新しいスマートフォンを購入した。その際、タブレット端末と一緒に契約すると料金が安くなると勧められ契約したが、後日、請求書を見ると今までより高くなっていた。

【アドバイス】

- ①「お得になる」といったセールストークに惑わされずに、必要かどうかをよく考慮して契約しましょう。不要な場合は、きっぱり断りましょう。
- ②事業者には契約前に「消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない」と義務付けられています。消費者も、契約した商品・サービスは何か、初期費用や手数料、月額料金、適用開始時期、解約条件などを必ず確認しましょう。